内閣衆質一六九第一八八号

平成二十年三月二十五日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解

に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の

見解に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

鳩山法務大臣は、 平成二十年二月二十六日の衆議院法務委員会において、 御指摘の発言について、 被告

人とされた方々に不愉快な思いをさせ、心から申し訳なく思っている旨の答弁をし、 謝罪したものである。

三から九までについて

いて説明し、 う要請するものであったところ、鳩山法務大臣が、国民を代表する国会において御指摘の発言の趣旨につ とともに送付したものである。これは、鳩山法務大臣あての書面が御指摘の発言の真意を明らかにするよ の答弁内容を送付して回答に代えさせていただきたい旨を記載した書面を、 大臣においてこの書面を拝見した旨及び平成二十年二月十四日の衆議院予算委員会における鳩山法務大臣 について 先般、 (申し入れ)」と題する書面が送付されたことを受け、 「住民の人権を考える会」会長名で、 「志布志事件」の被告人であられた方々が不愉快な思いをされたとすれば、 鳩山法務大臣あてに「志布志事件に関する法務大臣の発言 法務省大臣官房秘書課長名で、 当該答弁内容を記載したもの お詫びしなけれ 鳩山 法務

ばならないと思う旨を答弁したことを踏まえて行ったものである。また、 の衆議院法務委員会において、御指摘の発言について、公の場でした発言であるので、国会等の公の場で 鳩山法務大臣は、 同月二十六日

謝罪の意を示しているつもりであり、深刻に反省し、心から申し訳ないと思っている旨の答弁をしたとこ

ろである。